

2019 年 4 月

お客様各位

東奥信用金庫
理事長 佐藤 彰三

不祥事件発生とお詫びについて

平素は、格別のご厚誼を賜り、こころより御礼申しあげます。

さて、今般、誠に遺憾ながら、当金庫において不祥事件が発生いたしました。

公共的使命や社会的責任を果たすべく、信頼を確保しなければならない金融機関において、このような不祥事件が発生させたことに対し、役職員一同深く反省しております。直接の被害に遭われたお客様、当金庫をご支援、ご愛顧いただいているお客様、そして、地域の皆様に、ご心配、ご迷惑をお掛けしたことに対し、心からお詫び申しあげます。

当金庫は、法令等遵守態勢の強化を経営の最重要課題とし、内部管理態勢の充実に努めるとともに、会議・研修等により、態勢の強化を図ってきたところでございます。しかし、これらが十分機能していなかったため、今回の事態に至ったものと考えております。

今後は、今回の不祥事件を深く反省するとともに厳粛に受け止め、再発防止に向けて、法令等遵守態勢ならびに内部管理態勢のより一層の充実・強化を図り、役職員一丸となって、信頼回復に向けて全力で取り組む所存でございますので、何卒、これまでと変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

平成 31 年 4 月 5 日

各 位

東奥信用金庫

不祥事件発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。公共的使命や社会的責任を果たすべく、信頼を確保しなければならない金融機関において、かかる不祥事を発生させたことに対し、役職員一同深く反省しております。被害にあわれたお客様、当金庫をご支援、ご愛顧いただいているお客様、そして、地域の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことに對し、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、役職員一丸となって信頼回復に向けて全力で取り組む所存であります。

記

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事故者 | 大鰐支店に勤務していた 30 歳代の男性元職員 |
| (2) 事故内容 | お客様の預金着服
平成 31 年 2 月、お客様の定期積金 2 件、8 万円をお預かりするも適正に入金処理がされておらず、着服が判明しました。 |
| (3) 発覚日 | 平成 31 年 3 月 18 日(月) |
| (4) 事故金額 | 8 万円 2 人 (2 件) |
| (5) 実損金額 | ありません。事故者より全額回収いたしました。 |
| (6) 発生時期 | 平成 31 年 2 月 |
| (7) 発覚の経緯 | お客様からの問い合わせにより発覚 |

2. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたお客様には、事実関係をご説明したうえで深くお詫び申し上げますとともに、被害額全額について弁済手続きを終えております。

3. 関係者の処分

- (1) 元職員については、平成 31 年 4 月 3 日付けで懲戒解雇処分といたしました。
なお、本人も深く反省しているほか、懲戒解雇処分を受けていることから告訴はいたしません。
- (2) 役員ならびに関係する職員については、経営責任、管理・監督責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を実施いたします。

4. 関係機関への報告

本件については、すでに監督官庁等への報告を行っております。

5. 今後の対応

今後は、再発防止に向け、会議・研修等を通じ、法令等遵守態勢をより一層強化いたします。また、内部管理態勢についても、より一層の充実・強化を図り、役職員一丸となって信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以 上

※ 本件に関するお問い合わせ：リスク管理部 （電話番号：0172-34-8409）

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分

土日祝日を除く